

重要事項説明書

買主 中村 博 様

宅地建物取引業法第35条および第35条の2の規定に基づき、以下の不動産の各項目の内容について次のとおりご説明いたします。この内容は重要ですので、十分理解されるようお願いいたします。

本書面には、説明内容をあらかじめ印刷した事項がありますが、そのうち説明文の頭の口欄に■印をつけた記載内容が下記不動産について該当する説明です。■印のない口欄、または線で抹消した説明等は、関係ないことを示します。

取引態様	■ 売買 ・ □ 交換		取引態様	■ 売買 ・ □ 交換	
	□ 媒介 ・ □ 代理 ・ ■ 売主			■ 媒介 ・ □ 代理 ・ □ 売主	
宅地建物取引業者	免許証番号	東京都知事 (2) 第 105715 号	宅地建物取引業者	免許証番号	静岡県知事 (1) 第 14915 号
	主たる事務所の所在地	東京都中央区日本橋人形町1-5-8 アトリウム日本橋人形町一丁目ビル4階		主たる事務所の所在地	静岡県浜松市中央区宮竹町452-36
	電話番号	03 (6231) 1113		電話番号	053 (424) 7477
	商号または名称	株式会社 Martial Arts		商号または名称	合同会社ワンステップ
	代表者氏名	長谷川 光		代表者氏名	渡辺 訓孝
説明をする宅地建物取引士	登録番号	(埼玉) 第 070441 号	説明をする宅地建物取引士	登録番号	(静岡) 第 13243 号
	氏名	小玉 浩之		氏名	渡辺 訓孝
	業務に従事する事務所名	株式会社 Martial Arts 本店		業務に従事する事務所名	合同会社ワンステップ
	業務に従事する事務所所在地	東京都中央区日本橋人形町1-5-8 アトリウム日本橋人形町一丁目ビル4階		業務に従事する事務所所在地	静岡県浜松市中央区宮竹町452-36
	電話番号	03 (6231) 1113		電話番号	053 (424) 7477
供託所等に関する説明	■ (1) 宅地建物取引業保証協会の社員		供託所等に関する説明	■ (1) 宅地建物取引業保証協会の社員	
	宅地建物取引業保証協会の名称・所在地	公益社団法人不動産保証協会 東京都千代田区紀尾井町3番30号 全日会館		宅地建物取引業保証協会の名称・所在地	公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会 東京都千代田区岩本町2丁目6番3号
	宅地建物取引業保証協会の所属地方本部名称・所在地	公益社団法人不動産保証協会東京都本部 東京都千代田区平河町一丁目8番13号 全日東京会館		宅地建物取引業保証協会の所属地方本部名称・所在地	※「公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会地方本部一覧」参照
	弁済業務保証金の供託所・所在地	東京法務局 東京都千代田区九段南一丁目1番15号 九段第2合同庁舎		弁済業務保証金の供託所・所在地	東京法務局 東京都千代田区九段南一丁目1番15号 九段第2合同庁舎
	□ (2) 供託所に営業保証金を供託			□ (2) 供託所に営業保証金を供託	
	営業保証金の供託所およびその所在地			営業保証金の供託所およびその所在地	

上記宅地建物取引士から取引士証の提示のもとに、以下の不動産の各項目について重要事項の説明を受け、説明書を受理しました。

28 年 1 月 18 日

買主

住所 静岡県浜松市中央区和団町 855-1 K-STAGE 402

氏名

中村 博



目 次(重要事項説明書の全体像)

○ 取引の態様	P.1
○ 取引に関与する宅地建物取引業者および説明する宅地建物取引士の記載	P.1
○ 供託所等に関する説明	P.1
A 不動産の表示	P.3
B 売主の表示と占有に関する事項	P.3
I 対象となる宅地または建物に直接関係する事項	
1. 登記記録に記録された事項	P.4
2. 都市計画法、建築基準法等の法令に基づく制限の概要	P.4
3. 私道に関する負担等に関する事項	P.8
4. 飲用水・電気・ガスの供給施設および排水施設の整備状況	P.8
5. 宅地造成または建物建築の工事完了時における形状・構造等(対象不動産が未完成物件または新規物件のとき)	P.9
6. 一棟の建物またはその敷地に関する権利およびこれらの管理・使用に関する事項	P.9
7. 建物状況調査の結果の概要(既存の住宅のとき)	P.12
8. 建物の建築および維持保全の状況に関する書類の保存の状況・地震に対する安全性に関する書類(既存の建物のとき)	P.12
9. 建築確認・検査済証の交付年月日・番号等	P.13
10. 当該宅地建物が造成宅地防災区域内か否か	P.13
11. 当該宅地建物が土砂災害警戒区域内か否か	P.13
12. 当該宅地建物が津波災害警戒区域内か否か	P.13
13. 水防法に基づく水害ハザードマップにおける当該宅地建物の所在地(位置)	P.13
14. 石綿(アスベスト)使用調査の内容	P.13
15. 耐震診断の内容	P.13
16. 住宅性能評価を受けた新築住宅である場合	P.13
II 取引条件に関する事項	
1. 売買代金および交換差金以外に売主・買主間で授受される金銭の額	P.14
2. 契約の解除等に関する事項	P.14
3. 損害賠償額の予定または違約金に関する事項	P.15
4. 手付金の保全措置の概要(宅地建物取引業者が自ら売主の場合)	P.16
5. 支払金または預り金の保全措置の概要	P.16
6. 金銭の貸借のあっせん	P.16
7. 担保責任(当該宅地または建物が種類または品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任)の履行に関する措置の概要	P.16
8. 割賦販売に係る事項	P.16
9. 契約不適合による修補請求、代金減額請求および損害賠償請求	P.16
III その他重要な事項	P.17
IV 添付書類	P.17
V 備考	P.18
○ 借地説明書(敷地権の種類が借地権(地上権・賃借権)の場合)	別紙

本重要事項説明書は、以下に記載の不動産について、当該不動産を取得しようとする者があらかじめ知っておくべき最小限の事項を列記したものです。宅地建物取引業法第35条には、宅地建物取引業者の義務として、宅地建物取引士によって書面を交付して説明しなければならない一定の事項が掲げられており、重要事項説明書はこの義務に対応するものです。

重要事項説明の内容は大別すると「I 対象となる宅地または建物に直接関係する事項」と「II 取引条件に関する事項」に分けられます。なお、宅地建物取引業法第35条以外に同法第34条第2項および第35条の2で説明が義務付けられている事項を、冒頭および「III その他重要な事項」で併せて説明いたします。

いずれも取引に当たっての判断に影響を与える重要な事項ですので、説明をよくお聞きいただき、十分御理解の上、意思決定をして下さるようお願いいたします。

A 不動産の表示

建物の名称	グラン・ドムール相生	棟	5 階	501 号室
住居表示	浜松市中央区相生町14番20-501号グラン・ドムール相生			

1. 区分所有建物

一棟の 建物の 表示	所 在	浜松市中央区相生町444番地2			
	構 造	鉄筋コンクリート造 陸屋根6階建			
	延床面積	1237.50 m ²			
専有部分 の建物の 表示	家屋番号	相生町444番2の501		建物の名称	501
	種 類	居宅		構 造	鉄筋コンクリート造 1階建
	床 面 積	(登記簿) 5 階部分		68.72 m ² (壁芯)	- m ²
	建築時期	平成 3 年 4 月 20 日新築			
附属建物	(☐ 有 ・ ☒ 無)				
余白					

2. 敷地権の目的である土地

符号	所 在	地 番	地目(登記簿)	地積(登記簿)	敷地権の種類	敷地権の割合 ((準)共有持分)
1.	浜松市中央区相生町	444 番 2	宅地	448.35 m ²	所有権	7203/117651
2.		番		m ²		
3.		番		m ²		
4.		番		m ²		
5.		番		m ²		
合 計 (1 筆)			448.35 m ² ※実測面積・建築確認対象面積は、後記Ⅰ.6.(1)に記載			
※敷地権の種類が借地権(地上権・賃借権)の場合の借地権の内容等は、後記「Ⅰ.6.(1) 敷地に関する権利の種類および内容」欄でご説明します。						
規約敷地	(☐ 有 ・ ☒ 無)					
余白						

B 売主の表示と占有に関する事項

1. 売主 (☐ 1.登記簿記載の所有者と同じ・ ☒ 2.登記簿記載の所有者と異なる)

住 所	東京都中央区日本橋人形町1-5-8 アトリウム日本橋人形町一丁目ビル4階
氏 名	株式会社 Martial Arts
備 考	登記上の所有者とは売買契約済みです。 以下余白

2. 売買契約締結時の占有に関する事項 第三者による占有 (☐ 有 ・ ☒ 無)

住 所	
氏 名	
占有に関する事項	

I 対象となる宅地または建物に直接関係する事項

1. 登記記録に記録された事項 ※所有者の所有権取得日・原因等は添付する登記事項証明書(または登記簿謄本)に記載されています。

(1) 区分所有建物

(令和 8 年 1 月 15 日現在)

権利部 (甲区)	所有者	住 所	静岡県静岡市駿河区曲金二丁目5番38号
	氏 名	株式会社AFC スマイル不動産	
	所有権にかかる権利に関する事項 (☐ 有 ・ ☒ 無)	余白	
権利部 (乙区)	所有権以外の権利に関する事項 (☐ 有 ・ ☒ 無)	余白	

(2) 土地(借地権の場合、借地権の対象となるべき土地)

(令和 8 年 1 月 23 日現在)

権利部 (甲区)	所有者	住 所	敷地権(所有権)たる旨の登記(平成3年4月20日)により建物と一体
	氏 名	敷地権(所有権)たる旨の登記(平成3年4月20日)により建物と一体	
	所有権にかかる権利に関する事項 (☒ 有 ・ ☐ 無)	建物の表示 浜松市相生町字小土橋下444番地2 一棟の建物番号グラン・ドムール相生 平成3年5月10日登記 順位4番の登記を移記	
権利部 (乙区)	所有権以外の権利に関する事項 (☐ 有 ・ ☒ 無)	余白	

2. 都市計画法、建築基準法等の法令に基づく制限の概要

(1) 都市計画法に基づく制限

①	区域区分	☒ 1. 都市計画区域内 (☒ 1.市街化区域・ ☐ 2.市街化調整区域・ ☐ 3.区域区分のされていない区域) ☐ 2. 都市計画区域外 (準都市計画区域の指定 ☐ 有 ・ ☐ 無)		
②	市街化調整区域の場合開発行為・旧住宅地造成事業法の許可等	既存宅地番号:	年 月 日	号
		許可番号:	年 月 日	号
		検査済番号:	年 月 日	号
		完了公告:	年 月 日	号
③	都市計画施設 (☐ 有 ・ ☒ 無)	☐ 1. 都市計画道路 (☐ 1.計画決定・ ☐ 2.事業決定:名称 幅員 m) ☐ 2. その他の都市計画施設 ()		
④	市街地開発事業	☐ 有 ・ ☒ 無 ()		
	余白			

(2) 建築基準法に基づく制限

(※法: 建築基準法)

① 用途 地域	☐ 1.第1種低層住居専用地域	☐ 6.第2種住居地域	☐ 11.準工業地域
	☐ 2.第2種低層住居専用地域	☐ 7.準住居地域	☐ 12.工業地域
	☐ 3.第1種中高層住居専用地域	☐ 8.田園住居地域	☐ 13.工業専用地域
	☐ 4.第2種中高層住居専用地域	☒ 9.近隣商業地域	☐ 14.用途地域の指定なし
	☐ 5.第1種住居地域	☐ 10.商業地域	
② 地域・ 地区・ 街区	☐ 特別用途地区		
	☐ 1.防火地域	☐ 9.風致地区	☐ 17.特定防災街区整備地区
	☒ 2.準防火地域	☐ 10.災害危険区域	☐ 18.建築協定区域
	☐ 3.新たな防火規制区域	☐ 11.地区計画区域	☐ 19.臨港地区
	☐ 4.建築基準法第22条区域	☐ 12.特例容積率適用地区	☐ 20.緑化地域
	☐ 5.高度地区 ()	☐ 13.特定用途制限地域	☐ 21.生産緑地地区
	☐ 6.高度利用地区	☐ 14.高層住居誘導地区	☐ 22.特定用途誘導地区
	☐ 7.特定街区	☐ 15.駐車場整備地区	☐ 23.()
	☐ 8.景観地区	☐ 16.都市再生特別地区	☐ 24.()
	③	建築面積の敷地面積に対する割合の 限度 (建蔽率) 指定建蔽率 80 % ☐ 本物件は建築基準法第53条第3項第2号に基づく角地の指定を受けているため、 %となります。 ☐ 本物件は防火地域内の耐火建築物であることから、 %となります。 ☐ 本物件は建築基準法第53条第3項第2号に基づく角地の指定を受けており、かつ防火地域内の耐火建築物であることから、 %となります。 ☐ (指定建蔽率80%)本物件は防火地域内の耐火建築物であることから、建蔽率の制限はありません。 ☒ (〔建蔽率の緩和〕90%、準防火地域の為+10%)	
④ 建築物の延床面積の敷地面積に対する割合の限度(容積率) 指定容積率 300 % ☐ (-) ただし前面道路により上記容積率がさらに制限されます→ 道路幅員約 m × / 10 × 100% = %			
⑤ 壁面線の制限 (☐ 有・ ☒ 無) (有の場合の概要: -)			
⑥ 外壁後退 (☐ 有・ ☒ 無) (有の場合の概要: -)			
⑦ 敷地面積の最低限度 (☐ 有・ ☒ 無) - m ² ⑧ 建築協定 (☐ 有・ ☒ 無)			
⑨	建物の高さの制限 1.絶対高さ制限 (☐ 有・ ☒ 無) (☐ 10m・ ☐ 12m・ ☐ - m) 2.道路斜線制限 (☒ 有・ ☐ 無) 3.隣地斜線制限 (☒ 有・ ☐ 無) 4.北側斜線制限 (☐ 有・ ☒ 無)		
	⑩ 日影による中高層の建築物の制限 (☐ 有・ ☒ 無) (種) h - h 測定高 m		
⑪	地方公共団体の 条例等による制限 余白		
⑫	私道の変更または 廃止の制限 (☐ 有・ ☒ 無)		
①-9.近隣商業地域:純粋なオフィス街とかではなく、住宅地の近隣にあって、主に日用品販売系の店舗が集まっている地域です。 ②-2.準防火地域:3階建て以下かつ延床面積500㎡以下で、外壁、軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造にすれば、木造の一戸建てを建てるのが可能な地域です。 以下余白			

⑬ 敷地等と道路との関係

接道方向	公道・私道の別	種 類	幅 員	接道の長さ	余白
1. 北東 側	☒ 公道・ ☐ 私道	下記種類 1 番	約5.0 m	約18.8 m	
2. 側	☐ 公道・ ☐ 私道	下記種類 番	m	m	
3. 側	☐ 公道・ ☐ 私道	下記種類 番	m	m	
4. 側	☐ 公道・ ☐ 私道	下記種類 番	m	m	
道路位置指定(道路の種類5番) 年 月 日 第 号					
道路境界線後退(セットバック)による建築確認対象面積の減少 (☒ 無・ ☐ 有→セットバックする部分の面積 - m ²)					
※道路内では、建築等の土地利用はできません					
条例による制限 ≪路地状敷地(敷地延長)の制限、すみ切りの制限規定 等≫		(☒ 無・ ☐ 有→ -) 路地状部分の長さ - m ・ 路地状部分の幅員 - m			
道 路 の 種 類	☒ 1 道路法による道路(法第42条第1項第1号道路)				
	☐ 2 都市計画法、土地区画整理法、旧住宅地造成事業法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市法、密集市街地整備法による道路(法第42条第1項第2号道路)				
	☐ 3 既存道(都市計画区域・準都市計画区域の指定・変更、条例の制定・改正により建築基準法第3章適用の際に現に存する道)(法第42条第1項第3号道路)				
	☐ 4 道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市法、密集市街地整備法の事業による計画道路(2年以内に事業が執行予定、特定行政庁の指定あり)(法第42条第1項第4号道路)				
	☐ 5 土地を建築物の敷地として利用するため、上記1～4の法によらないで道を築造しようとする者が特定行政庁から指定を受けたもの(位置指定道路)(法第42条第1項第5号道路)				
	☐ 6 上記3の既存道適用時に、現に建築物が立ち並んでいる幅員が4m(または6m)未満のもので特定行政庁が指定したもの(法第42条第2項道路)				
	☐ 7 (-)				
	☐ 8 建築基準法上の道路に該当しない通路(原則として建築確認不可)				
※都市計画区域、準都市計画区域内では、原則として上記道路の種類1～7の建築基準法上の道路に2m以上接していない(接道義務を満たしていない)場合には、建築できません(建築確認不可)。なお、接道義務を満たしていない場合には、現在建築物が建っていても、原則として増・改築、再建築はできません。					
余白					
敷地等と道路との関係図(概略図) ☒ 下記に記載 ・ ☐ 別紙参照 ・ ☐ その他 (-)					

(3) 都市計画法、建築基準法以外の法令に基づく制限

1. 土地区画整理法に基づく制限 (☐ 有・ ☒ 無)			
① 土地区画整理事業 ☐ 計画有・ ☐ 施行中 (☐ 仮換地・ ☐ 換地・ ☐ 保留地)			
名称:			
② 仮換地指定 (☐ 未・ ☐ 済: 年 月 日)			
③ (仮)換地・保留地の街区番号等:			
④ 換地処分公告 年 月 日(予定)		⑤ 仮換地図等 (☐ 有・ ☐ 無)	
⑥ 清算金の徴収・交付 (☐ 有・ ☐ 無・ ☐ 未定) →有の場合 (☐ 徴収・ ☐ 交付)			
(金額: ☐ 未定・ ☐ 確定金 円) (帰属先: ☐ 売主・ ☐ 買主)		⑦ 建築等の制限 (☐ 有・ ☐ 無)	
余白			
☐ 2. 古都保存法	☐ 15. 流通業務市街地整備法	☐ 31. 近畿圏の保全区域の整備に関する法律	☐ 49. 文化財保護法
☐ 3. 都市緑地法	☐ 16. 都市再開発法	☐ 32. 都市の低炭素化の促進に関する法律	☐ 50. 航空法(自衛隊法において準用する場合を含む。)
☐ 4. 生産緑地法	☐ 17. 沿道整備法	☐ 33. 水防法	☐ 51. 国土利用計画法
☐ 5. 特定空港周辺特別措置法	☐ 18. 集落地域整備法	☐ 34. 下水道法	52. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
☒ 6. 景観法	19. 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	☐ 35. 河川法	
7. 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	20. 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	☐ 36. 特定都市河川浸水被害対策法	☐ 54. 土壌汚染対策法
8. 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律	☐ 21. 港湾法	☐ 37. 海岸法	☒ 55. 都市再生特別措置法
☐ 9. 被災市街地復興特別措置法	☐ 22. 住宅地区改良法	☐ 38. 津波防災地域づくりに関する法律	☐ 56. 地域再生法
☐ 10. 新住宅市街地開発法	☐ 23. 公有地拡大推進法	☐ 39. 砂防法	57. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
☐ 11. 新都市基盤整備法	☐ 24. 農地法	☐ 40. 地すべり等防止法	
12. 旧市街地改造法(旧防災建築街区造成法において準用する場合に限る。)	☐ 25. 宅地造成及び特定盛土等規制法	☐ 41. 急傾斜地法	☐ 59. 東日本大震災復興特別区域法
13. 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律	26. マンションの建替え等の円滑化に関する法律	☐ 42. 土砂災害防止対策推進法	☐ 60. 大規模災害からの復興に関する法律
☐ 14. 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律	☐ 27. 長期優良住宅の普及の促進に関する法律	☐ 43. 森林法	☐ 61. 重要土地等調査法
	☐ 28. 都市公園法	☐ 44. 森林経営管理法	☒ 62. 屋外広告物条例
	☐ 29. 自然公園法	☐ 45. 道路法	
	☐ 30. 首都圏近郊緑地保全法	☐ 46. 踏切道改良促進法	
		☐ 47. 全国新幹線鉄道整備法	
		☐ 48. 土地収用法	
6. 景観法: 景観計画区域内において、次の行為をしようとする者はあらかじめその行為の種類、場所、設計または施工方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を、景観行政団体の長に届出なければならない。 1) 建築物の新築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更 2) 工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更 3) 都市計画法に規定する開発行為 4) その他景観行政団体が条例で定める行為 55. 都市再生特別措置法: 都市全体の構造を見渡しながら、居住者の生活を支えるようコンパクトなまちづくりを推進する法律です。本物件は、居住誘導区域内かつ都市機能誘導区域外にあります。 62. 屋外広告物条例: 地域の個性に応じたふさわしい景観をつくるため、4種類の規制地域を定め、それぞれの地域ごとに広告物掲出の制限基準を定めています。本物件は、第2種普通規制地域という活発な商業活動が行われている地域にあり、事務所営業所等当たりの表示面積の合計が、20㎡以上のものについては、浜松市への申請が必要です。 以下余白			

3. 私道に関する負担等に関する事項

(1) 対象不動産に含まれる私道に関する負担の内容

負担面積	(☐ 有 ・ ☒ 無) -	(持分 -)
負担金の有無	(☐ 有 ・ ☒ 無) -	
建築基準法第42条第2項により後退(セットバック)する面積	- m ²	-
余白		

(2) 対象不動産に含まれない私道に関する事項 (☐ 有 ・ ☒ 無)

所有者	住 所	
	氏 名	
利用の条件等	余白	

4. 飲用水・電気・ガスの供給施設および排水施設の整備状況

	直ちに利用可能な施設	配 管 等 の 状 況	施設の整備予定及び負担金等
①飲用水	☒ 1.公営水道 ☐ 2.私営水道 ☐ 3.井戸	前面道路配管 (☒ 有 ・ ☐ 無) 敷地内引込管 (☒ 有 ・ ☐ 無) 私設管の有無 (☐ 有 ・ ☒ 無)	☒ 無 ・ ☐ 有 年 月頃 円
②電 気	小売電気事業者名 中部電力ミライズ	☐ 特定の小売電気事業者と供給契約を締結しなければならない場合、その事業者の連絡先等 住所: 浜松市中央区鳴江町22-1 連絡先: 0120 (921) 691	☒ 無 ・ ☐ 有 年 月頃 円
③ガ ス	☒ 1.都市ガス サーラエナジー ☐ 2.個別プロパン ☐ 3.集中プロパン	前面道路配管 (☒ 有 ・ ☐ 無) 敷地内引込管 (☒ 有 ・ ☐ 無) プロパンガスの場合宅地内配管設備等の所有権はプロパンガス販売業者に (☐ 有 ・ ☐ 無)	☒ 無 ・ ☐ 有 年 月頃 円
④汚 水	☒ 1.公共下水 ☐ 2.個別浄化槽 ☐ 3.集中浄化槽 ☐ 4.汲取式	前面道路配管 (☒ 有 ・ ☐ 無) 私設管の有無 (☐ 有 ・ ☒ 無) 浄化槽の設置 (☐ 既設 ・ ☐ 可 ・ ☒ 不要) 個別浄化槽の放流先 (☐ 1.埋設管 ・ ☐ 2.側溝 ・ ☐ 3.浸透式)	☒ 無 ・ ☐ 有 年 月頃 円
⑤雑排水	☒ 1.公共下水 ☐ 2.個別浄化槽 ☐ 3.集中浄化槽 ☐ 4.側溝等 ☐ 5.浸透式	前面道路配管 (☒ 有 ・ ☐ 無) 私設管の有無 (☐ 有 ・ ☒ 無)	☒ 無 ・ ☐ 有 年 月頃 円

※「直ちに利用可能な施設」とは、説明時において、現に利用されている施設および利用可能な状態にある施設をいいます。(例えば、前面道路まで施設管が配管されており、いつでも敷地内に引き込める状態にあることをいいます。この場合、引き込み費用の負担の有無についても説明します。)

余白

5. 宅地造成または建物建築の工事完了時における形状・構造等（対象不動産が未完成物件または新規物件のとき）

☐ 別紙にて説明します	☒ 未完成物件または新規物件に該当しないので、説明を省略します。
------------------------------------	--

6. 一棟の建物またはその敷地に関する権利およびこれらの管理・使用に関する事項

(1) 敷地に関する権利の種類および内容

敷地面積	実測面積:	- m ²	登記簿面積:	448.35 m ²	建築確認の対象面積:	- m ²
権利の種類	☒ 1.所有権 ☐ 2.借地権 (☐ 地上権・ ☐ 賃借権)					
借地権の場合	対象面積: m ² (☐ 登記簿・ ☐ 実測)					
借地権の存続期間	年 月 日まで		区分所有者の負担額(地代)	月額	円	
※借地契約の内容等は、別紙「借地説明書」でご説明します。 以下余白						

(2) 共用部分に関する規約等の定め (☒ 有 ・ ☐ 無)

共用部分の範囲	共用の玄関・廊下・階段・外壁・建物躯体・配線(主線)・配管(主管)等 以下余白	管理規約 10 条
共用部分の持分の割合	☒ 1. 専有部分の床面積の割合による・ ☐ 2. - 以下余白	

(3) 専有部分の用途その他の利用の制限に関する規約等の定め(別添管理規約・使用細則等に記載されています。)

規約等の定めの有無	制 限 の 内 容	管理規約	使用細則
用途制限 ☒ 有 ☐ 無	住居専用	12 条	- 条
ペットの飼育制限 ☒ 有 ☐ 無	別添建物使用細則参照	6 条	- 条
フローリングの制限 ☐ 有 ☒ 無	余白	- 条	- 条
楽器の使用制限 ☒ 有 ☐ 無	別添建物使用細則参照	6 条	- 条
余白			

(4) 専用使用権に関する規約等の定め (別添管理規約 14条・15条 ・使用細則 - に記載されています。)

① 一棟の建物およびその敷地の専用使用権について

名 称	専用使用をなしうる者	専用使用料の有無とその帰属先	備 考
バルコニー	☒ 有 ☐ 無	☐ 有 余白 ☒ 無	余白
玄関扉・窓枠・窓ガラス	☒ 有 ☐ 無	☐ 有 余白 ☒ 無	余白
専用庭	☒ 有 ☐ 無	☒ 有 1. ☒ 管理組合 ☐ 無 2. ☐	該当住戸のみ
ルーフバルコニー	☐ 有 ☒ 無	☐ 有 1. ☐ 管理組合 ☐ 無 2. ☐	
トランクルーム	☐ 有 ☒ 無	☐ 有 1. ☐ 管理組合 ☐ 無 2. ☐	
駐車場	☒ 有 ☐ 無	☒ 有 1. ☒ 管理組合 ☐ 無 2. ☐	1台7500/月 駐車区画引継ぎ可能
駐輪場	☒ 有 ☐ 無	☒ 有 1. ☒ 管理組合 ☐ 無 2. ☐	自転車300/月・原動機付自転車1000/月
花台、アミド、面格子	☒ 有 ☐ 無	☐ 有 余白 ☒ 無	
	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 1. ☐ 管理組合 ☐ 無 2. ☐	
余白			

② 対象不動産に付随する専用使用権について

名 称	使用部分、面積、期間、料金等
バルコニー	対象不動産に付設するバルコニー、区分所有権存続中無償
玄関扉・窓枠・窓ガラス	対象不動産に付設する玄関扉、窓枠、窓ガラス、区分所有権存続中無償
花台、アミド、面格子	対象不動産に付設する窓ガラス、アミド、面格子、区分所有権存続中無償
余白	

(5) 所有者が負担すべき費用を特定の者にのみ減免する旨の規約等の定め

規約の定め	(☐ 有 ・ ☒ 無)	別添管理規約	- 条に記載されています。
規約の定め概要: 以下余白			

(6) 計画修繕積立金等に関する事項

計画修繕積立金制度		(☒ 有 ・ ☐ 無)	規約の定め		26 条に記載されています。	
修繕積立金		月額 24,360 円 (令和 8 年 1 月 日現在)				
すでに積み立てられている額 (明確に会計が区分されている 修繕積立金)			43,074,394 円 (令和 7 年 3 月 31 日現在)			
滞納の有無 (☐ 有 ・ ☒ 無)		当該一棟の建物に係る滞納額:		0 円 (令和 7 年 3 月 31 日現在)		
		専有部分に係る滞納額:		0 円 (令和 8 年 1 月 日現在)		
余白						

(7) 通常の管理費用の額

通常の管理費	月額	18,000 円 (令和 8 年 1 月 日現在)			
	-				
滞納の有無	当該一棟の建物に係る滞納額:	0 円	(令和 7 年 3 月 31 日現在)		
(☐ 有・ ☒ 無)	専有部分に係る滞納額:	0 円	(令和 8 年 1 月 日現在)		
余白					

(8) 管理組合の名称および管理の委託先

管理組合の名称		グラン・ドムール相生管理組合			
管 理 の 形 態		■ 1. 全部委託管理 □ 2. 一部委託管理 □ 3. 自主管理			
管理委託先	名称	大成有楽不動産株式会社		電話	03 (3567) 9411
	所在	東京都中央区京橋3-13-1 有楽ビル			
	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第46条第1項第2号の登録番号			国土交通大臣 (5) 第 031293 号	
余白					

(9) 建物の維持修繕の実施状況の記録

共用部分	(☒ 有 ・ ☐ 無)	添付の管理に係わる重要事項調査書を参照ください。
専有部分 (売買対象部分)	(☐ 有 ・ ☒ 無)	余白

(10) その他

①「建物の区分所有等に関する法律」の規定および管理規約・使用細則等により、当該建物・敷地・付属施設の管理・使用方法等が定められていますので、買主はそれを売主から継承し遵守しなければなりません。 ②管理費、修繕積立金等、売主である区分所有者が負担すべき費用等について滞納額がある場合は、「建物の区分所有等に関する法律」の規定により買主にその支払義務が承継されます。 ③管理会社の連絡先:大成有楽不動産株式会社 名古屋支店 浜松営業所(TEL:053-458-3100) 以下余白	
---	--

余白

7. 建物状況調査の結果の概要(既存の住宅のとき) (■ 該当する・ □ 該当しないので説明を省略します)

建物状況調査の実施の有無(1年(鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の共同住宅等)にあっては、2年)以内に実施している場合)	☐ 有 ・ ☒ 無
建物状況調査の結果の概要	余白

8. 建物の建築および維持保全の状況に関する書類の保存の状況・地震に対する安全性に関する書類(既存の建物のとき)

(下記保存の状況欄の「無」は、紛失等で書類が保存されていない場合や調査時に不明の場合、あるいは書類不発行の場合も含みます)

※は「既存の建物」のうち住宅のみ対象となります。

書類の種類等	保存の状況
ア)確認の申請書および添付図書並びに確認済証(新築時のもの)	☐ 有 ・ ☒ 無
イ)検査済証(新築時のもの)	☐ 有 ・ ☒ 無
ウ)増改築等を行った建物である場合	☐ 該当する・ ☒ 該当しない
確認の申請書および添付図書並びに確認済証(増改築等のときのもの)	☐ 有 ・ ☐ 無
検査済証(増改築等のときのもの)	☐ 有 ・ ☐ 無
エ)建物状況調査を実施した住宅である場合	☐ 該当する・ ☒ 該当しない
建物状況調査報告書	☐ 有 ・ ☐ 無
オ)既存住宅性能評価(建設)を受けた住宅である場合	☐ 該当する・ ☒ 該当しない
既存住宅性能評価書(現況検査・評価書)	☐ 有 ・ ☐ 無
カ)建築基準法第12条の規定による定期調査報告の対象である住宅の場合	☒ 該当する・ ☐ 該当しない
① 定期調査報告書(特定建築物)	☐ 有 ・ ☒ 無
② 定期検査報告書(昇降機等)	☒ 有 ・ ☐ 無
③ 定期検査報告書(建築設備)	☐ 有 ・ ☒ 無
④ 定期検査報告書(防火設備)	☐ 有 ・ ☒ 無
キ)昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した建物である場合(地震に対する安全性に関する書類)	☐ 該当する・ ☒ 該当しない
昭和56年6月1日以降の耐震基準に適合していることを証する書類	
※耐震基準適合証明書	☐ 有 ・ ☐ 無
その他 ()	☐ 有 ・ ☐ 無
ア)、イ)の書類は保存されていませんでしたが、浜松市役所から交付された建築確認等台帳記載事項証明書(別添)が保存されています。その記載事項の中に、次ページの「9.建築確認・検査済証の交付年月日・番号等」があります。 カ)定期検査報告書については昇降機等のみ浜松市役所から交付された定期検査報告概要書(別添)が保存されています。 以下余白	

9. 建築確認・検査済証の交付年月日・番号等

■ 建築確認(新築時)	平成 2 年 2 月 14 日	第3986 号
■ 検査済証(新築時)	平成 3 年 4 月 20 日	第42 号

10. 当該宅地建物が造成宅地防災区域内か否か

宅地造成及び特定盛土等規制法	造成宅地防災区域	■ 外 ・ □ 内 →内の場合には後記説明へ
----------------	----------	------------------------

11. 当該宅地建物が土砂災害警戒区域内か否か

土砂災害防止対策推進法	1.土砂災害警戒区域	■ 外 ・ □ 内 →内の場合には下記2.および後記説明へ
	2.土砂災害特別警戒区域	□ 外 ・ □ 内 →内の場合には後記説明へ

12. 当該宅地建物が津波災害警戒区域内か否か

津波防災地域づくり法	1.津波災害警戒区域	■ 外 ・ □ 内 →内の場合には下記2.および後記説明へ
	2.津波災害特別警戒区域	□ 外 ・ □ 内 →内の場合には後記説明へ

13. 水防法に基づく水害ハザードマップにおける当該宅地建物の所在地(位置)

水害ハザードマップの有無	洪水	■ 有 ・ □ 無	雨水出水(内水)	■ 有 ・ □ 無
	高潮	□ 有 ・ ■ 無		
水害ハザードマップにおける宅地建物の所在地(位置)	該当する図面(ハザードマップ)における当該宅地建物の所在地については別添のとおりです。なお、水害ハザードマップに記載されている内容については今後変更される場合があります。			

14. 石綿(アスベスト)使用調査の内容

照会先	□ 売主 ・ ■ 管理会社 (大成有楽不動産株式会社) ・ □ 施工会社 () □ その他 ()
記録結果の有無	□ 有 別添資料のとおり、調査の記録が保存されています(別添資料を参照下さい)。 ■ 無 現在すでに建築されている多くの建物には、石綿(アスベスト)を含有している建材が一般的に使用されていた時期があり、対象不動産にもアスベスト含有建材が使用されている可能性があります。建材に含まれているアスベストは繊維が固定されているため、日常生活の中では飛散することはない、通常の使用においては健康に被害を及ぼすものではないと言われています。ただし、増・改築やリフォーム、解体時にはこれらの建材のアスベストを飛散させないよう、「石綿障害予防規則」(平成17年7月1日施行)、その他の関係諸法令に則り、専門業者による適切な施工と産業廃棄物処理が必要となり、そのための費用が必要となります。

15. 耐震診断の内容 (□ 該当する・ ■ 該当しないので説明を省略します)

耐震診断の有無	□ 有 ・ □ 無 ※耐震診断の記録がある場合、その内容は前記1-8または後記2備考に記載します
※当該建物の建築確認通知書(確認済証)または検査済証に記載された建築確認通知書の交付年月日が昭和56年5月31日以前である場合に説明します。なお、建築確認通知書(確認済証)または検査済証がない場合には、以下のとおりとなります。 ・居住の用に供される建物(区分所有建物を除く)の場合は、建物登記簿の表題部の建築年月日または家屋課税(補充)台帳記載の建築年月日が昭和56年12月31日以前である場合に説明します。 ・事業の用に供する建物もしくは区分所有建物の場合は、建物登記簿の表題部の建築年月日または家屋課税(補充)台帳記載の建築年月日が昭和58年5月31日以前である場合に説明します。	

16. 住宅性能評価を受けた新築住宅である場合 (□ 該当する・ ■ 該当しないので説明を省略します)

登録住宅性能評価機関による住宅性能評価書の交付の有無	1.設計住宅性能評価書	□ 有 ・ □ 無
	2.建設住宅性能評価書	□ 有 ・ □ 無

II 取引条件に関する事項

1. 売買代金および交換差金以外に売主・買主間で授受される金銭の額

売買代金	19,000,000 円	(左記売買代金のうち土地価格)	円
		(左記売買代金のうち建物価格)	円
		(左記売買代金のうち消費税等相当額)	円
交換差金 ☐ 支払う ☐ 受領する (差金額)		円	(このうち消費税相当額) 円
公租公課の清算起算日		令和 8 年 1 月 1 日	
※消費税等相当額とは、消費税および地方消費税額の合計をいいます。なお、消費税が課税されない売買の場合(売主が個人および法人のうち課税事業者でない場合)には、消費税はかかりません。また、原則として土地・建物の内訳価格は算出いたしません。			
授受の目的		金額	備考
■ 1. 手付金(売買代金の一部に充当します)		500,000 円	-
■ 2. 固定資産税等清算金		日割計算 円	令和 8 年度分
■ 3. 管理費等清算金		日割計算 円	
☐ 4.		円	
☐ 5.		円	
余白			

2. 契約の解除等に関する事項

(1) 手付解除 (☒ 有 ・ ☐ 無)		
1. 売主、買主は、その相手方が売買契約の履行に着手するまでは、互いに書面により通知して、売買契約を解除することができます。		
2. 売主が前項により売買契約を解除するときは、売主は、買主に対し、手付金等受領済みの金員および手付金と同額の金員を現実に提供しなければなりません。買主が前項により売買契約を解除するときは、買主は、売主に対し、支払い済みの手付金の返還請求を放棄します。		
(2) 引渡し完了前の滅失・損傷による解除		
1. 売主、買主は、対象不動産の引渡し完了前に天災地変、その他売主、買主いずれの責めにも帰すことのできない事由により、対象不動産が滅失または損傷して、修補が不能、または修補に過大な費用を要し、売買契約の履行が不可能となったとき、互いに書面により通知して、売買契約を解除することができます。また、買主は、売買契約が解除されるまでの間、売買代金の支払いを拒むことができます。		
2. 対象不動産の引渡し完了前に、前項の事由によって対象不動産が損傷した場合であっても、修補することにより売買契約の履行が可能であるときは、売主は、対象不動産を修補して買主に引渡します。		
3. 第1項の規定により売買契約が解除されたとき、売主は、買主に対し、受領済みの金員を無利息にてすみやかに返還します。		
(3) 融資利用の特約による解除 (☒ 有 ・ ☐ 無)	契約解除期日	令和 8 年 1 月 28 日
1. 買主は、売買代金に関して、後記「II.6.金銭の貸借のあつせん」記載の融資を利用する場合、同欄記載の融資承認取得期日までに、融資の全部または一部の金額につき承認が得られないとき、または否認されたとき、買主は、売主に対し、上記契約解除期日までであれば、売買契約を解除することができます。		
2. 前項により売買契約が解除されたとき、売主は、買主に対し、受領済みの金員を無利息にてすみやかに返還します。		
3. 買主が融資の申込手続きを行わず、または故意に融資の承認を妨げた場合は、第1項の規定による解除はできません。		
(4) 譲渡承諾の特約による解除 (☐ 有 ・ ☒ 無)	契約解除期日	年 月 日
1. 売主は、対象不動産の賃借権を買主に譲渡することについて、土地所有者の賃借権譲渡承諾書を取得します。なお、承諾料は売主の負担とします。		
2. 前項の賃借権譲渡承諾書を交付できないとき、売主は、買主に対し、売買契約を上記契約解除期日までであれば、書面による通知のうえ解除することができます。		
3. 前項により売買契約を解除したとき、売主は買主に対し、受領済みの金員を無利息にてすみやかに返還します。		

(5) 修補の遅滞等を含む契約違反による解除

売主、買主は、その相手方が売買契約にかかる債務の履行を遅滞したとき、その相手方に対し、相当の期間を定めて債務の履行を催告したうえで、その期間内に履行がないときは、売買契約を解除することができます。なお、後記「Ⅱ.9.契約不適合による修補請求、代金減額請求および損害賠償請求」第1項の修補または代金減額を遅滞した場合を含めます。

(6) 反社会的勢力の排除に関する特約に基づく解除

1. 売主、買主は、その相手方に対し、次の各号の事項を確約します。
 - (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと。
 - (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいいます。）が反社会的勢力ではないこと。
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、売買契約を締結するものでないこと。
 - (4) 本物件の引渡しおよび売買代金の全額の支払いのいずれもが終了するまでの間に、自らまたは第三者を利用して、売買契約に関して次の行為をしないこと。
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
2. 売主、買主の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、売買契約を解除することができるものとします。
 - ア 前項(1)または(2)の確約に反する申告をしたことが判明した場合
 - イ 前項(3)の確約に反し契約をしたことが判明した場合
 - ウ 前項(4)の確約に反した行為をした場合
3. 買主は、売主に対し、自らまたは第三者をして対象不動産を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供しないことを確約します。
4. 売主は、買主が前項に反した行為をした場合には、何らの催告を要せずして売買契約を解除することができます。
5. 第2項または前項の規定により売買契約が解除された場合には、解除された者は、その相手方に対し、違約金（損害賠償額の予定）として売買代金の20%相当額を支払うものとします。
6. 第2項または第4項の規定により売買契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行うことはできません。
7. 第2項または第4項の規定により売買契約が解除された場合の解除および違約金については、第2項、第4項、第5項および前項の規定によるものとし、前記「Ⅱ.2.(5)修補の遅滞等を含む契約違反による解除」、および後記「Ⅱ.3.損害賠償額の予定または違約金に関する事項」は適用しません。

余白

3. 損害賠償額の予定または違約金に関する事項

違約金 □1.手付金の額 ■2.売買代金の 20 %相当額 □3.その他 (円)

1. 売主、買主は、前記「Ⅱ.2.(5)修補の遅滞等を含む契約違反による解除」により、売買契約を解除するとき、その相手方に対して、上記違約金の支払いを請求することができます。ただし、売買契約および社会通念に照らして相手方の責めに帰すことができない事由によるものであるときは、違約金の請求はできません。なお、違約金に関し、現に生じた損害額の多寡を問わず、相手方に違約金の増減の請求をすることができません。
2. 違約金の支払い、清算は次のとおりおこないます。
 - ① 売主が違約した場合、売主は、買主に対し、すみやかに受領済みの金員を無利息にて返還するとともに、違約金を支払います。
 - ② 買主が違約した場合、違約金が支払い済みの金員を上回るときは、買主は、売主に対し、すみやかにその差額を支払い、支払い済みの金員が違約金を上回るときは、売主は、買主に対し、受領済みの金員から違約金相当額を控除して、すみやかに残額を無利息にて返還します。
3. 売主、買主は、前記「Ⅱ.2.(6)反社会的勢力の排除に関する特約に基づく解除」により、売買契約を解除するとき、その相手方に対して請求することができる違約金は、前記「Ⅱ.2.(6)反社会的勢力の排除に関する特約に基づく解除」のとおりです。

4. 手付金等の保全措置の概要（宅地建物取引業者が自ら売主の場合）（☒ 該当する・☐ 該当しない）

☒ 1. 講じない		☐ 2. 講じる（ ☐ 1. 未完成物件・ ☐ 2. 完成物件）	
☐ 1. 未完成物件	宅地建物取引業法第41条第1項に基づき、手付金等は売買代金の100分の5以下かつ1,000万円以下であるため保全措置は講じません。	保全方式 保全機関	☐ 1. 保証委託契約 ☐ 2. 保証保険契約 ☐ 3. 手付金等寄託契約および質権設定契約
☒ 2. 完成物件	宅地建物取引業法第41条の2第1項に基づき、手付金等は売買代金の10分の1以下かつ1,000万円以下であるため保全措置は講じません。		

5. 支払金または預り金の保全措置の概要

保全措置を講じるかどうか	☐ 1. 講じる・ ☒ 2. 講じない	保全措置を講じる機関	-
--------------	--	------------	---

6. 金銭の貸借のあっせん

金融機関等	金 額		金 利	借入期間	あっせんの有無	融資承認取得期日	
① 静岡労働金庫	2,490 万円		1 %	35 年	☐ 有 ・ ☒ 無	令和 8 年 1 月 28 日まで	
②	万円		%	年	☐ 有 ・ ☐ 無	年 月 日まで	
③	万円		%	年	☐ 有 ・ ☐ 無	年 月 日まで	
(上記あっせん有の場合) あっせんの内容	上記 番号	返済方法			保証料		ローン事務手数料
					円		円
					円		円
					円		円
・融資の全部または一部の金額につき承認が得られないとき、または否認されたときの措置は、前記「Ⅱ.2.契約の解除等に関する事項 (3)融資利用の特約による解除」のとおりです。							
・ローン金利等については金融情勢のため、融資実行時までに変更されることがあります。							
余白							

7. 担保責任（当該宅地または建物が種類または品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任）の履行に関する措置の概要

担保責任の履行に関する措置	☐ 1. 講じる・ ☒ 2. 講じない
担保責任の履行措置の内容	余白

8. 割賦販売に係る事項

割賦販売	☐ 1. 有・ ☒ 2. 無 ※割賦販売に係る事項がある場合、その内容は後記Ⅴ備考に記載します。
------	---

9. 契約不適合による修補請求、代金減額請求および損害賠償請求

1. 売主は、買主に対し、引渡された対象不動産が種類または品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」といいます。）であるときは、責任を負うものとし、買主は、売主に対し、次のとおり請求することができます。ただし、対象不動産土地が借地権である場合は、売主は、買主に対し、建物および借地権の契約不適合について責任を負い、土地の契約不適合について責任を負いません。 (1) 買主は、売主に対し、対象不動産の修補を請求することができます。ただし、売主は、買主に不相当な負担を課すものでないときは、買主が請求した方法と異なる方法による修補をすることができます。 (2) 前号の場合において、買主が、売主に対し、相当の期間を定めて修補の催告をし、その期間内に修補をしないときは、買主はその不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができます。ただし、買主が売主に催告しても修補を受ける見込みがないことが明らかであるときは、催告をすることなく直ちに代金の減額を請求することができます。 (3) 第1項の契約不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買主は、第1号の修補請求、第2号の代金減額請求のいずれもすることはできません。
2. 第1項の契約不適合が、売買契約および社会通念に照らして売主の責めに帰することができない事由によるものであるときを除き、買主は、売主に対し、損害賠償を請求することができます。
3. 買主が、売主に対し、引渡完了日から2年以内に契約不適合の旨の通知をしないときは、売主は、買主に対し、前2項の責任を負いません。

Ⅲ その他重要な事項

V備考を参照下さい。
以下余白

Ⅳ 添付書類

No.	書 類 名	No.	書 類 名
1	建物登記情報	11	
2	ハザードマップ	12	
3	公図の写し	13	
4	各階平面図の写し	14	
5	地積測量図の写し	15	
6	その他一件資料	16	
7	以下余白	17	
8		18	
9		19	
10		20	

V 備考

- 1.本契約においては別紙「設備表」を作成しないものとします。
 - 2.本物件の共用部分については、管理組合により長期修繕計画があります。この計画は一般的なマンションの修繕サイクルに基づき、本物件区分所有者で決められた計画ですが、修繕項目や費用、修繕実施時期などの修繕計画及び収入計画はあくまで作成した時点での計画であり、今後変更される可能性があります。
 - 3.本契約に関する登記手続きは売主指定の司法書士により行うものとします。
 - 4.法令に基づく制限については、重要事項説明時点における内容であり、将来法令改正により本物件の利用等に関する制限が付加または緩和されることがあることを、買主は予め了承するものとします。
 - 5.買主は次の事項についてあらかじめ容認したうえで本物件を買い受けるものとし、これらの事項については自己の責任と負担において処理するものとします。
 - (1)本物件の周辺環境(日影・眺望・採光・通風・臭気・建築・電波障害等)は、将来変化する可能性があること。
 - (2)本物件に関する設計図書、検査済証、構造計算書、施工・建築図書等のほか、建築・消防その他の関連法規に基づく官公庁に対する許認可関係書類、その他関係書類等で、売主が所有していないものについては、買主に交付できないこと。
- 以下余白